

水質汚濁防止法等の施行状況について（平成 19 年度）



環境省は、水環境行政の円滑な推進に役立てるため、平成 19 年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の各規定の施行状況について発表しました。

排水規制の対象となる特定事業場の数は、平成 20 年 3 月末時点全体で 280,555 件（前年度 289,091 件）。最も多い業種は旅館業で 68,961 件（全件数の約 25%）。畜産農業の約 31,027 件、自動式車両洗浄施設の約 30,115 件がこれに続いています。

また、これらの特定事業場に対する平成 19 年度の立入検査件数は、47,410 件（前年度 46,764 件）行政指導件数は、8,374 件（前年度 7,670 件）であり、立入検査、行政指導の件数は前年度より増加しました。改善命令は 27 件（全てが公共用水域への排出に関するもの、地下への浸透に関するものは 0 件）、一時停止命令は 1 件（すべて公共用水域への排出に関するもの）、排水基準違反の検挙数は 11 件、その他法違反（水質総量規制関連も含む）は 0 件でした。

当社では、排水管理に必要なモニタリング分析の年間計画、データ管理、データ解析のグラフ化など、効率化、簡素化、省力化を Web システム、受発注システムを通じ、お客様のバックアップも行ってまいります。是非ご利用ください。

資料 2008 年 12 月 22 日付 環境省報道発表資料
2008 年 12 月 22 日付 EIC ネットホームページ

水質分析箇所 江上泰邦